

国際コンファレンス

「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」

セッション2 「アジア金融セクターの改革への課題」

日本における金融危機後の金融機関の監督

金融庁監督局審議官
遠藤 俊英

概要

日本における金融危機対応のご紹介及び、日本とアジアとの今後の金融を通じた連携強化についてお話ししたい。

リーマンショック以後のグローバルな金融危機は「100年に1度」と形容されているが、我が国は、1990年代にも深刻な金融危機を経験している。1990年代の金融危機に対しては、1) 預金の全額保護、2) 公的資金による資本増強、3) 不良債権のオフバランス化、4) 銀行の一時国有化 の措置をとった。

リーマンショック後については、「貸し手」対策として、改正金融機能強化法の成立等、「借り手」対策としては、中小企業金融円滑化法の成立等により、金融機関による円滑な資金供給を促してきた。

日本がアジア経済の発展に貢献していくために、金融面の連携強化は重要だと考えている。近年、我が国金融機関のアジア進出が進んでいるところ、アジアの顧客と長期的なリレーションの構築により、安定的な資金供給をもたらすことが重要だと考えている。